

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- エンドユーザーに好評価を得た自社で発案した技術やスキームを情報発信する。
- 企業間インターンシップを促進する。
- DX化で得た業務効率化手法を共有する。
- ビジョンマッチングにより専門分野を担う人財の雇用促進を行う。
- SDGs の理念をもとに持続可能な社会を目指す。
- 健康増進を目的とした福利厚生制度の共同考案を図る。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目に留意する。

### ① 價格決定方法

振興基準倫理に反するような価格のダンピング交渉は行いません。また、世界情勢や国内の物価指数・最低労働賃金も考慮のうえ、適正な価格を協議のうえ決定致します。そして、親事業者・下請事業者等の関係がある場合は、上記内容を遵守すると共に契約書の明示・交付を行います。

### ② 手形などの支払条件

親事業者・下請事業者の関係がある場合の代金の授受は現金にて行います。また、手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担と致しません。その他支払に関しても基本的に請求書が届いて一週間以内に支払を行います。

### ③ 知的財産・ノウハウ

民法その他関係法規及び知的財産取引の倫理観に従い、公平と認められない片務的な秘密保持契約の締結、強制的なノウハウの開示及び知的財産権の無償譲渡等は一切求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先と共に働き方改革を目的とした共同プロジェクトチームを設立致します。また、本会議体においても片務的なものにならぬよう、オブザーブ参加を認めます。そして、災害時等においても常に連携を図り平等な立場の保持と公平な費用負担を遵守致します。

3. その他（任意記載）

① 当社では「下請事業者」という文言は使用せず、「パートナーズ企業」と呼称します。

令和4年12月26日

株式会社 樹	代表取締役 樋尾 重樹
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。